

令和 4 年度 第 1 回 栃木支部評議会議事概要報告

開催日	令和 4 年 7 月 15 日 (金) 14:00~15:25
開催場所	栃木県総合文化センター 第 2 会議室
出席議員	東評議員、岡崎評議員、小坂評議員、金野評議員、鈴木(憲)評議員、鈴木(徹)評議員、田仲評議員 (五十音順)
議題	<p>議題 1. 協会けんぽの令和 3 年度決算見込み (医療分) について</p> <p>議題 2. 令和 3 年度栃木支部事業報告及び令和 4 年度栃木支部事業計画について</p> <p>議題 3. インセンティブ制度について</p> <p>議題 4. その他</p>
議事概要 (主な意見等)	<p>各議題につき、事務局より資料に基づき説明。</p> <p>議題 1. 協会けんぽの令和 3 年度決算見込み (医療分) について</p> <p>(議長)</p> <p>栃木支部における 1 人あたり医療費の増加が最近目立っており、全国との差が縮まっているとのことだが、その要因として考えられることがあれば教えてほしい。</p> <p>→【支部の回答】</p> <p>現段階で明確な要因を挙げるのは難しいが、今後も注視し分析を行っていきたい。</p> <p>なお、令和 2 年度においては、全国的に医療機関への受診控えが見られたため、医療費は下がったが、栃木県は他県と相対的に比較すると、コロナ禍であっても、比較的、受診行動があり、受診控えが少なかったという点が影響したのではないかと考えている。おそらく、令和 3 年度についても同様の傾向があると考えられる。</p> <p>詳細については様々な分析を行い、今後の評議会等にてお示ししていきたいと考えている。</p> <p>(学識経験者 A)</p> <p>猶予されていた令和 2 年度の保険料が令和 3 年度に納付されたため、保険料収入が増加とのことだが、被保険者においては、2 年分の保険料を令和 3 年度に納付したという解釈でよろしいか。</p> <p>経済状況が変わらなかった方も令和 3 年度には納付できたというのは腑に落ちない部分もある。2 年分の保険料をまとめて払うことに対してトラブルは生じなかったのか。</p> <p>→【支部の回答】</p> <p>保険料納付の猶予を選択された事業所については、そのとおりである。</p> <p>保険料の納付については、事業主が一度、被保険者から個人負担分の保険料を徴収し、事業主負担分と併せて納付する仕組みである。従って、事業主が保険料の支払いを猶予していたとしても、被保険者においては、都度保険料を徴収され、実際には一度に 2 年分の保険料を納付しているわけ</p>

機密性 1

ではないと思われる。

特例により猶予されていた保険料額は介護保険料を含めて約 2,611 億円であり、令和 3 年度中にはそのうちの 7 割程度が納付されている。なお、現在では猶予分のほとんどが納付されていると報告を受けている。

保険料の徴収業務は日本年金機構で行っているため、協会けんぽにおけるトラブルがあったとは聞いていない。

(学識経験者 A)

平均標準報酬月額が令和 2 年度は上がらず、令和 3 年度は上がっているが、これは全体の賃金そのものが上がったことによるものなのか。もしくは、被保険者の年齢が上昇したことにより賃金が増加したことによるものなのか。どのような解釈をすればよろしいか教えていただきたい。

→【支部の回答】

平均標準報酬月額については、業種によって、賃金が増加している傾向がある。

特に「その他の運輸業」「機械器具製造業」「金属工業」「宿泊業」「繊維製品製造業」「食料品・たばこ製造業」は、他の業種と比較すると大きく増加しているという分析結果が出ており、このような点も標準報酬月額の上昇に影響しているのではないかと考えられる。

議題 2. 令和 3 年度栃木支部事業報告及び令和 4 年度栃木支部事業計画について

(被保険者代表 A)

申請書の郵送化率は約 95%とのことだが、残りの 5%はどのような手段で申請されているのか。

→【支部の回答】

栃木支部の窓口に来訪し、申請をしているものである。

(被保険者代表 A)

事業計画の資料中に、インセンティブ制度がどのように関わってくるかが分かるようになっていると見やすいように思えるので、今後改善ができるのであればお願いしたい。

→【支部の回答】

ご意見として承る。

(被保険者代表 B)

重症化予防対策の推進について、健診結果や受診勧奨の通知は個人あてに届くため、本人任せになっている。会社に健診結果等を送付し、会社から個人に対して受診の呼びかけ等ができるような仕組みは今のところないという認識でよろしいか。

→【支部の回答】

現在、直接事業主の方に医療機関受診の呼びかけ等をしていただくための仕組みはない。

協会けんぽから個人あてに受診勧奨の通知を送付しても、約1割の方しか受診しておらず、残りの9割の方はリスクを抱えたままにいるというのは、協会けんぽとしても大きな課題であるにとらえている。

外部の事業者なども使いながら受診勧奨を行っているところであるが、経営者の方にご協力いただくことも非常に有効であると考えている。

(議長)

要治療者に対する受診勧奨について、事業主が直接関わることができれば、事業主から社員に対して声をかけやすくなるため、要治療者においても未受診者が減るのではないかと思われる。

健診結果データ等の取り扱いも含めてどのようになっているか教えてほしい。

→【支部の回答】

現在、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方のデータについて、基本的には協会けんぽや健診機関から、事業主の方に対して直接送付することはない。

従って、医療機関への受診は、本人の意思に左右されてしまう部分がある。協会けんぽとしては、本人が同意したうえで事業主へ健診結果等を提出してもらい、受診が必要な方に対し、事業主から直接アプローチをしていただくというような形でご協力いただきたいと考えている。

(学識経験者 A)

現在、協会けんぽの申請は、ダウンロードした申請書に直接記入して、協会けんぽへ郵送するという流れだと思うが、協会けんぽ内でオンライン申請の話は出ていないのか。

オンライン申請を導入してほしいという趣旨の発言ではないが、デジタル化が進み、押印も廃止されていることや、特に現在の若い人たちが歳を重ねた際には、オンライン申請に慣れてしまっている可能性が高いことを踏まえると、オンライン申請の話が出てきてもいいように思う。

→【支部の回答】

現状、オンライン申請の話は出ていない。過去にオンライン申請を導入していた時期はあったが、利用者が少なく、システム改修の際に取り扱わなくなった。この先マイナンバーの取り扱い等もあり、どのような扱いになるのかは現状だと不透明な状況である。

方向性として、将来的には導入を検討していくものと思われる。

議題 3. インセンティブ制度について

(議長)

インセンティブ制度の見直しにあたって、支部ごとに意見の相違や温度差はあったと思うが、全体的な議論の集約というのはどのように行ったのか、経緯を教えてください。

→【支部の回答】

まずは様々な規模の6支部の支部長において議論を行い、併せて47支部の評議会で意見を取りまとめたものを運営委員会に諮って決定したという流れである。

その中でいくつか意見が分かれた点もあり、例えば、加算減算の利かせ方については、インセンティブが受けられる対象を現在の上位23支部から少なくして、効果をもっと高めたほうがいいのではないかという意見が多かった。栃木支部も同意見であり、多くの支部がその考えに立ったため、結果として上位15支部が減算対象となった経緯がある。

また、「特定健診等の実施率」「特定保健指導の実施率」「特定保健指導対象者の減少率」に関する指標は、一番重要視すべきところであるという考えのもと、配点が上がった背景がある。

議題 4. その他

(議長)

支部長が参加した栃木県地域医療構想調整会議においては、公立病院の統廃合に関する議論や急性期病棟を削減し、回復期病棟を増加させるといった議論がスタートしたという認識でよろしいか。

→【支部の回答】

そのとおりである。その他にも、コロナ禍を経て課題が浮き彫りになっている「病院間の連携」や「行政のリーダーシップの発揮」、「かかりつけ医の役割」などを含め、議論している。

なお、先日出席したのは県の地域医療構想調整会議であり、郡市医師会の会長との議論であった。今後は5つの二次医療圏ごとに地域医療構想調整会議が開催され、そこで公立病院の統廃合や急性期病棟の削減などに関する具体的な議論を行っていく予定である。

(学識経験者 B)

下野新聞への記事掲載の中に「ビックデータを健康増進に活用」とあるが、非常に興味深い内容である。この事業を始めるにあたっての背景や経緯などがあれば教えてください。国から全国的に実施するよといった通達等があるのか。

→【支部の回答】

データヘルス計画に基づくものである。協会けんぽには様々なデータが集約されるため、今後の戦略的保険者機能を発揮するための材料とし、活用するという方向性である。協会けんぽ全体としても、調査研究フォーラムの中で発信したように、協会けんぽ全体のデータを活用して分析を行

機密性 1

っている。

栃木支部においても、課題は地域によって異なるため、可能な限り、地域ごとに分析していくべきであり、特に力を入れなければならない分野や業種を明確にし、それを基に地域にあった活動をしていくという考えである。

そのような背景を踏まえつつ、国際医療福祉大学からの申出があったことを受けて、支部の課題を明確にするために実施へ踏み切ったところである。

特記事項	傍聴者 1 名
------	---------

・次回、令和 4 年 10 月に開催予定。